

## (一社) 群馬県作業療法士会 学生会員規定

### (目的)

第1条 本規定は定款施行規則第6条に基づき、当法人の学生会員について定めるものとする。

### (学生会員)

第2条 学生会員は一般社団法人群馬県作業療法士会(以下当法人)定款第7条第2項に定めるその他の会員として、理事会の承認を得た社員である。

### (入会)

第3条 定款第8条に従い、当法人の目的に賛同する者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を経て当法人の学生会員となることができる。

### (学生会員の資格)

第4条 学生会員は、群馬県内の作業療法士養成校に在籍し、作業療法学分野の課程を修めている者とする。

### (資格期間)

第5条 学生会員の資格期間は、入会から在学期間中とする。

### (学生会員の会費)

第6条 学生会員の会費は当面の間、無料とする。

### (学生会員の権利)

第7条 学生会員は理事選挙権及び被選挙権、総会での議決権は持たない。

### (学生会員の特典)

第8条 学生会員は以下のサービスを受けることができる。

- (1) 県士会ニュースの配布
- (2) 学術誌「ぐんま作業療法研究」の配布
- (3) 群馬県作業療法学会学会誌の配布
- (4) 当会主催の研修会への参加

①学生参加が認められている研修会について、受講は無料とするが材料費などの実費は負担する。

②原則的に、学生参加が明記されていない研修会については受講できない。

③参加定員が決められている場合は、正会員が優先となる。

④学生会員には研修会終了証の発行は行わない。

(5) 当会主催の学会への参加

①当会主催の学会については、原則として無料で参加できる。

②学会発表は、当該学会が定める規定によるものとする。

③参加の際には会員証を提示しなければならない。

(学生会員の更新)

第8条 学生会員は毎年4月に自動的に更新される。

(退会)

第9条 学生会員は、当法人の定めるところによる所定の手続きをすることにより、任意に退会することができる。

(1)養成校を卒業または退学した場合は、その年度末にて自動的に退会となる。

(規則の制限)

第10条 この規則の変更は、理事会の決議によらなければならない。

附則1この規則は、平成30年3月29日より施行する。

附則2この規約は、令和4年4月27日より適用する。